

## モニタリング結果報告書

平成19年8月

モニタリングの対象となる施策目標	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること
------------------	---------------------------------

### 1. 政策体系上の位置付け

<b>基本目標</b>	<b>VII</b>	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
<b>施策目標</b>	<b>3</b>	戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること
<b>施策目標</b>	<b>2</b>	<b>戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること</b>
<b>個別目標</b>	<b>1</b>	戦没者の遺骨の収集及びDNA鑑定による身元確認を迅速かつ適切に行うこと
(主な事務事業)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺骨収集関連事業</li> <li>・ 戦没者遺骨に係るDNA鑑定事業</li> </ul>		
<b>個別目標</b>	<b>2</b>	旧主要戦域等において、慰霊巡拝、慰霊碑の維持管理等を適切に行うこと
(主な事務事業)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 慰霊巡拝等の事業</li> <li>・ 慰霊碑の維持管理等</li> </ul>		
<b>施策の概要(目的・根拠法令等)</b>		
1 目的等 戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨収集等の迅速かつ適切な実施、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施及び慰霊碑の適切な維持管理等を行う。		
2 根拠法令等 ○米国管理地域における戦没者の遺骨の送還慰霊等に関する件（昭和27年10月23日閣議了解）等		
主管部局・課室	社会・援護局援護企画課外事室	
関係部局・課室		

### 2. 施策目標に関する指標

<b>施策目標に係る指標</b> (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	遺骨収集等事業の実施数(単位:回) (-)	38	32	35	27	26
2	慰霊巡拝の実施数(単位:回) (-)	8	12	13	13	10
(調査名・資料出所、備考) 指標1及び2は、社会・援護局援護企画課外事室調べによる。						

## 3. 個別目標に係る指標等

個別目標 1					
戦没者の遺骨の収集及びDNA鑑定による身元確認を迅速かつ適切に行うこと					
個別目標に係る指標					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1 遺骨収集等事業の実施数(単位:回) (一) ※ 施策目標に係る指標1と同じ。	38	32	35	27	26
2 DNA鑑定の実施(判明、否定)数(単位:回) (一)	—	判明 0 否定 8	判明 47 否定 24	判明 157 否定 36	判明 168 否定 246
(調査名・資料出所、備考) 指標1及び2は、社会・援護局援護企画課外事室調べによる。 指標2は、国費による事業が開始された平成15年度からのものである。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名 : 遺骨収集関連事業					
平成18年度 予算額	244百万円(補助割合:[国10/10]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(民間団体等)				
概要: 旧ソ連地域、モンゴル地域、南方地域等海外等(硫黄島及び沖縄を含む。)における戦没者遺骨を収集し、本邦への送還を実施する。また、戦後60年以上が経過し、遺骨情報が減少するなど、特に南方地域において遺骨収集が困難な状況になりつつあることから、集中的な情報収集を実施する。					
事務事業名 : 戦没者遺骨に係るDNA鑑定事業					
平成18年度 予算額	51百万円 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
概要: 戦没者遺骨のDNA鑑定を、遺骨から有効なDNAを抽出することができること、埋葬者資料が残っていることなど一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対して実施する。					

<b>個別目標 2</b>						
旧主要戦域等において、慰霊巡拝、慰霊碑の維持管理等を適切に行うこと						
<b>個別目標に係る指標</b>						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	慰霊巡拝の実施数(単位:回) (一) ※ 施策目標に係る指標 2 と同じ。	8	12	13	13	10
2	慰霊友好親善事業の実施数(単位:回) (一)	10	10	10	13	19
3	慰霊碑の維持管理等実施数(単位:回) (一)	16	20	19	18	16
(調査名・資料出所、備考) 指標 1～3 は、社会・援護局援護企画課外事室調べによる。						
<b>施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要</b>						
<b>事務事業名</b> : 慰霊巡拝等の事業						
平成18年度 : 448百万円 (補助割合 : [国1/3])						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ( )						
実 施 主 体 : 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 (民間団体等)						
概要 : 旧主要戦域等において戦没者を慰霊するため、遺族を主体とした慰霊巡拝を実施する。 また、戦没者遺児が、旧主要戦域における人々と戦争犠牲者の遺族という共通の立場で交流し、相手国の理解を深めることにより、今後の慰霊事業の円滑な推進を図りつつ、広く戦争犠牲者の慰霊追悼を行うことを趣旨とした慰霊友好親善事業を実施する。						
<b>事務事業名</b> : 慰霊碑の維持管理等						
平成18年度 : 85百万円 (補助割合 : [国10/10])						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ( )						
実 施 主 体 : 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 (民間団体等)						
概要 : 硫黄島と海外14カ所に建立した戦没者慰霊碑について、民間団体等や建立地の相手国関係機関等に慰霊碑の維持管理等を委託する。						